平成22年5月28日から 平成22年5月28日まで

標 茶 町 議 会 第 2 回臨時会会議録

於標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第	1	号	(5	月	2	8	日)
211	_		(0 ,	/ .	_	\circ	-

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
日程の追加	5
緊急質問	5
小 野 寺 典 男 君	5
議案第32号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	14
報告第 1号 専決処分した事件の承認について	29
報告第 2号 専決処分した事件の承認について	31
報告第 3号 専決処分した事件の承認について	34
報告第 4号 専決処分した事件の承認について	35
閉議の宣告	40
閉会の宣告	41

平成22年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程(第1号)

平成22年5月28日(金曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 緊急質問
- 第 5 議案第32号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定 について
- 第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第 4号 専決処分した事件の承認について

○出席議員(16名)

-	1番	田	中	Ĭ	隹	君		2番	黒	沼	俊	幸	君
,	3番	越	善	徫	汝	君		4番	伊	藤	淳	_	君
į	5番	菊	地	誠	道	君		6番	後	藤	熏	į.	君
,	7番	林		乜	專	君		8番	小野	寺	典	男	君
Ç	9番	末	柄	蔈	蕉	君	1	0番	舘	田	賢	治	君
1	1番	深	見	Ų	鱼	君	1	2番	田	中	敏	文	君
1 3	3番	Ш	村	多美	美男	君	1	4番	小	林	浩	E I	君
1 :	5番	平	Ш	昌	昭	君	1	6番	鈴	木	裕	美	君

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

	町			長		池	田	裕	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
	副	町		長		及	JII	直	彦	君
	総	務	課	長		玉	手	美	男	君
企画財政課長					森	Щ	불	豊	君	
	税	務	課	長		高	橋	則	義	君
	答	理	課	長		今		敏	眀	君

妹 尾 昌 之 君 住 民 課 長 農林課長 牛崎康人君 建設課長 井 上 栄 君 水道課長 妹 尾 茂 樹 君 育成牧場長 表 武 之 君 病院事務長 蛭 田 和 雄 君 やすらぎ園長 山 澤 正宏君 教 育 長 吉原 平 君 教育管理課長 島田哲男君 指 導 室 長 川嶋和久君 社会教育課長 中居 茂 君

農委事務局長 牛崎康人君(農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤吉彦君議事係長服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから、平成22年標茶町議会第2回臨時会を開会します。 ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から

10番・舘田君、 11番・深見君、 12番・田中敏文君 を指名いたします。

◎会期決定について

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。 町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。 町長・池田君。

○町長 (池田裕二君) (登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに 行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、町民の方から直接請求のありました「標茶町議会議員定数条例の一部改正」についてご審議をいただきたいことと、先に専決処分をいたしました「標茶町税条例の一部改正」、「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」、「標茶町介護保険条例の一部改正」及び「平成21年度標茶町一般会計補正予算」についてご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであり

ます。

続いて、行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の二点について補足をいたします。

一点目は、「在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施について」で あります。

先般、北海道防衛局より「平成22年度における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢 臼別演習場での分散実施について」通知がありましたので、その内容並びに対応について ご報告申し上げます。

昨年度は、米海兵隊の運用上の都合により実施されなかったところでありますが、本年度の矢臼別演習場における射撃訓練は、5月26日から6月9日までの13日間のうち10日間実施され、人員約430名、車両約100両、砲数12門により行われます。

これを受け、町では5月10日、住民生活の安定確保を図ることを目的に「標茶町米海兵 隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し、情報の確認、関係機関との連絡調整などを行い、万 全を期しているところであります。

また、北海道並びに関係4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として、5 月14日に、在沖縄米軍の訓練が固定化されないこと、夜間訓練の自粛、訓練情報の提供、 規律の維持等の申し入れを北海道防衛局に行ったところであります。

なお、今回の訓練に係る住民への情報提供につきましては、過日、新聞折込並びに農家 ファックスにより行いましたが、最終的な米海兵隊撤収まで、その動向を注視し対応して まいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、「口蹄疫対策について」であります。

10年ぶりに国内で発生した口蹄疫は、依然として宮崎県下で猛威を振るい続けており、 国内他地域への拡大が懸念されているところです。

宮崎県知事の非常事態宣言以後、北海道をはじめ各地域で対策本部等が設置されておりますが、この間の本町での取組と当面の対応について報告いたします。

本町では、4月20日の第一報を受け、直ちに全農家に対し速報するとともに飼養家畜の観察を呼びかけ、さらに翌21日には標茶町家畜自衛防疫連絡協議会役員会を開催し、病気に対する正確な情報の伝達と、各農場等における消毒の徹底を図ることを確認し、以降、1カ月の間に5号にわたる「自防協だより」を発行し、農場入口への消毒帯の設置や畜舎出入り口への消毒槽の設置など自衛防疫策の周知に努めてまいりました。

このように初期対策を広報活動に重点化したのは、前年度末に自衛防疫推進を目的に中山間事業で各戸に消石灰が配付されているほか、消毒車運行協議会から踏み込み消毒槽と消毒薬が配付されていたからでありますが、今般、JAからの申し出もあり、自防協の枠組みの中で、事業費を折半して口蹄疫特別対策に取り組むことに合意しております。こ

の対策の内容は、消毒帯設置の徹底と継続化のために必要な消石灰10袋の配付と、消毒槽 用消毒薬の配付、消毒マットと防護服の購入整備であります。現在、消毒用資材が入手し づらい状況にありますが、関係機関の協力のもとスピード感をもって取り組むことが確認 されております。

また、5月24日には役場内の口蹄疫対策会議を開催し、医療・福祉・教育施設を含め た消毒帯の設置と、農場訪問時の消毒の徹底について確認をおこないました。

これらに必要な町の予算は、町議会第2回定例会で措置したいと考えているところですが、いずれにいたしましても、「絶対に本町内に口蹄疫ウィルスは侵入させない」という強い決意をもって、JAをはじめとした関係機関との緊密な連携のもと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上で、今臨時会にあたりましての行政報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

8番・小野寺君から、口蹄疫について緊急質問の申し出がありました。

口蹄疫についての緊急質問を議題とし、会議規則第59条の規程により直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

8番・小野寺君の、口蹄疫についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、順次日程を 繰下げ、直ちに、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、8番・小野寺君の口蹄疫についての緊急質問は同意の上、日程に追加し、順次 日程を繰下げ、直ちに、発言を許すことは、可決されました。

◎緊急質問

○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君の発言を許します。

8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) (発言席) 緊急質問の申し出が認められましたので、申し出に 従いまして、緊急質問をさせていただきたいと思います。

今般、法定伝染病であります口蹄疫が4月20日宮崎県で発生をいたしました。9年前にも宮崎県で発生して、その時は本別町の農家でも発症いたしまして、そのために大きな経済的な損害、あるいは風評被害によって、関係者及び地域の方々に精神的に大きなダメー

ジをこうむったわけであります。

今回、5月26日現在、宮崎県で牛・豚合わせて、27万7,886頭という大変大きな頭数の 患畜が出ておりまして、これらすべて殺処分される。されたものもありますし、これから されるものもあるということでありまして、県では非常事態宣言を出してその対応に当た っております。

万が一、北海道ないし本町において発症があるということになりますと、特に本町は一 次産業の町として経済を支えているわけでありまして、本町の酪農は壊滅的な打撃を受け るわけでございます。

特に本町では、道外から多和の育成牧場へ育成牛の受入、あるいは肉牛の安愚楽牧場等をはじめとした肉牛の受入農家が、道外からの肉牛の受入をしておりまして、感染が危惧される要素が非常に多くあるわけでございます。また、人的な交流、イベント等もございまして、さらに口蹄疫の拡大される要素が多いわけでありまして、これらのことに対して、今若干、町長のほうからも防疫体制等々について、行政報告の中で報告がございましたけれども、私の質問していることにつきまして、今後、町としてどんな対応されるのか、あるいは宮崎県の現在の状況について、詳しく知りえる範囲で答弁をいただければと思います。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 8番・小野寺議員の口蹄疫対策についてお答えをいたします。

本町における経過と当面の対応策は、先ほど行政報告で申し述べさせていただきましたが、育成牧場等の道外牛の受入状況、宮崎県の現状とイベント等への対応について考え 方を申し述べます。

議員ご指摘のとおり、町育成牧場では例年道外の預託牛を受け入れており、町内のみならず全国的な酪農支援システムの一つとして評価をされてきたところであります。22年度の受入に当たっては、口蹄疫の発生を受け憂慮をしてきたところですが、家畜保健衛生所や農業共済組合の指導を受け、また、自防協総会にも諮りながら、牧場運営審議委員会の了解をいただき、リスク管理の徹底を図り従前どおりの受入をすることに決定をしました。

このリスク管理とは、まず第一に積み込みの際には獣医師の立会を義務づけ、二つ目として府県預託者においては輸送車の運行履歴を確認してもらい、また、輸送担当者には輸送中の家畜の健康確認と報告を義務づけ、本町到着時には釧路家畜保健衛生所立会のもと着地検査を行ない、3週間の隔離飼養で監視を行い、3週間経過後に再度家畜保健衛生所立会のもと同居するすべての牛に異状が無ければそこで多和団地に移動する、というのが主な内容であります。すでに今月22日には栃木県から58頭、23日には愛媛県から26頭、27日には愛媛県から26頭、合計で110頭の道外牛を受け入れております。

また、全国規模で展開する牧場による家畜移動を懸念する声もありますが、自防協総

会の席上、釧路家畜保健衛生所から、北海道の調査においては問題となるような家畜の道 内移入の実態はないことが報告されておりますし、引き続き道外からの家畜移動について は監視の徹底を道に対し求めて行きたいと考えております。

次に宮崎県の状況ですが、日々マスコミ等々でも取り上げられており、ご案内のとおりだと思いますが、5月26日の時点では218例の疑似患畜が確認されており、そこで飼養されている15万2,000頭余りの家畜の殺処分が進められております。また、発生地点から半径10キロメートル以内の移動制限区域内で飼養されているおよそ4万6,000頭の牛と、およそ8万頭の豚にはワクチンが接種され、この12万頭を超える家畜もいずれ殺処分されることとなっております。このように甚大な被害に拡大をしており、地域経済へのダメージも計り知れなく、同じく畜産を基幹産業とする自治体として心中を察するとともにお見舞い申し上げ、また、絶対に本町内にウィルスは侵入させないと重ねて思うところであります。

現在は、ワクチン接種によりウィルスの拡散が収まり、このまま収束に向かうことを 願うばかりですが、本町では行政報告で申し上げたとおり、粛々と対策を進めており、事 態の推移にあわせた適切な対応を心がけております。現時点では、ウィルスの侵入を防ぐ ための農場等における消毒の徹底が重要でありますし、今後は町内各所において消毒器材 を増やして行くとともに、町民各位に病気に対する正しい理解を求めながら、家畜飼養者 に対する配慮と協力を求めてまいります。

議員ご指摘のイベントなどの人的交流については、この間、乳牛、種馬共進会、ばん 馬競技大会が主催者による賢明な判断のもと中止あるいは延期となっておりますが、現時 点では家畜飼養農家の日常生活や社会活動全般に制限を加えることは現実的ではなく、そ れぞれの活動のリスクを冷静に分析し、判断していただきたいと考えているところであり ます。

いずれにいたしましても、伝染力が強い口蹄疫の防疫は、足並みを揃えたうえでの十分な対策が必要であり、消毒の徹底を進めながら、町内関係機関の連携はもとより、本日開かれます釧路管内口蹄疫侵入防止対策連絡会議等を活用しながら、釧路管内関係機関とも十分連携し対策を講じてまいります。

なお、本町における対策本部は今後の推移を見ながら、自防協をベースに設置することとしているほか、役場組織内においても、すでに対策会議を開催し、万一の際の対策本部会議への移行と組織的対策がとれるよう準備をしておりますのでご理解を願います。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 今、町長から質問内容についての回答がございました。それなりに、私もある程度把握はしておりましたけれども、ただ、防疫に対する対策本部の関係なんですけども、今まで自防のなかでやっておられた。これから対策本部を立ち上げるということも考えているというようなことですね。

私は、自防というのは、農協だとか開業医の獣医師、共済、役場含めて自防連絡協議会 ありますけども、今、こういう状況になってくれば、畜産関係だけでなくて、一般の住民 にも周知徹底して、やっぱりこの病気はこういうものなんだよと、そうすると一般の住民 が、例えば宮崎県に旅行に行かなくなるとか、やはり入ってくるものを水際で阻止するの ではなくて、行った人が持ってこないような状況をとるべきだろうなと思います。対策本 部を立ち上げるにあたって、例えば町のいろいろな自治会の代表の方だとか、いろいろな 町を構成している組織の代表なり、そういう方も含めた中で、今回は対策本部を立ち上げ るべきでないのか。通常の接触感染する法定伝染病と違って、空気感染も含めて非常に伝 染力が強いということが言われているのです。豚の場合は。牛の場合は、そんなにウイル スは発散しないというのですが、豚はなんか牛の1万倍、1,000倍から1万倍のウイルス を発散するというようなことも新聞報道でされておりますし、たまたま標茶には豚は、課 長に聞いたところによるといないらしいのですけども、非常にそういう伝染力の強い病気 だということを考えると、私は対策本部を立ち上げるにあたっては、標茶全体を網羅した いろいろな各種団体を含めて、そしてその人たちがその地域でも十分にこの病気に対する 認識を高めて、とにかく標茶の酪農、町の経済を守るということから考えると、町民一丸 となって対応にあたるべきではないのかというふうに思っております。その点。

それから、先ほど府県からの部分では2百何頭ですか、110頭ですね、受け入れている。 その中に、愛媛県も入っている。愛媛県は海の向こうは宮崎県。熊本は違うか。宮崎県で すね。そんなことを考えると、なんか対岸の火事が愛媛県になるかもしれないと。この辺 もそのまま持ってきて、本当、こんなとき不謹慎な言葉使いかもしれませんけど、対岸の 火事どころでなくて、なんか状況が非常に近くになってきているのでないかなというふう に思うのさ。それで、3カ月間でしたか、3カ月でない、何日でしたっけ。

(「3週間」という声あり)

○8番(小野寺典男君) 3週間ですね。すみません。3週間別な場所で状況をみながら、健康ということが確認されれば多和のほうに持ってくるという。別な場所で状況をみる場所、そしてこの場合、例えば、持ってきて状況が悪く発症しているということになっても、接触感染ならいいんですよ。牛にくっつかなかったり、そこの牛がこっちに来たり、なんかが行ってしないと、カラスとかなんとかという場合もあるかもしれません。通常は、牛にくっつかないといいと。どこの場所か知りませんけども、この辺に農家もあるのかわからないのですけど、この場所、町長のほうから言われてないので。この近くの農家の人にしたって、例えば、僕のところにもこういうことがあったら、ちょっとこれは首を傾げたくなるなと。ここで発症してしまったら、もう大変なことになりますよ。だけどこれ、たまたま管理はしてたんだけども、残念ながら発症したと。町も全力を挙げてこれが拡大しないように取り組んでますと言ったって、このウイルスが標茶に入ってきたという事実になってしまうと、そういうふうにはなってないのだけど、想定されることとしては、それは町長、僕は大変な事態を招くと思いますよ。特に愛媛県から預託を、今まで大変お世話

になってますよね。愛媛県にしてもどこにしても。ただ、こういう非常事態のときは、お世話になっているほうを守るのでなくて、自分の町の経済なり産業を守るというところに 視点をおいてやってもらわないと、そのあとじゃあ愛媛県の牛が、標茶にそんなこと断られたからやらないよと言われたらそれはもうしょうがない。それよりも標茶の牛が、そのために万が一もってきて感染したということになると、これはとてもじゃないけど、愛媛県の牛を守るために、標茶の酪農を壊滅させたと言われますよ、町長。これはやっぱり僕は、考える必要あるのでないかなというふうに思います。そのことが二点目。

それから、ほかからというか公共牧場に入ってくる牛については町で把握していると思うのですけども、一般農家で最近、はやっている和牛の預託を受けて何カ月か肥育してやるという、その実態について報告、どこら辺にどれくらいいるの、個別の名前は別としても、本町に何頭くらい来ているのかなということがわからないので、それを教えてもらいたいなというふうに思います。

それと、もう一つはさっきピーアールというか防疫に対する協力願い、あるいは防疫に対する取り組みということで、自防が先頭になって農協も含めてやっているというけども、今までに農協から多分チラシが1枚かな、道からカラーのやつが1枚、役場からこれは5回配布されている。だけど、どうも標茶がこれだけ大きな酪農の町でありながら、インパクトがないんです。標茶はこういうこと取り組んでいる、こういうすごい大変なことなんだ。結局、例えば弟子屈にしてもあっちのほうにしても、テレビなり新聞で結構大きく扱われて、私はいいのですけども、やっぱりもう少し上手に、標茶もこれだけ大変なことにこれだけみんなで全力で取り組んでいるんだというものを出したほうがいいのでないかなと思うのさ。守れれば別にそんなことしなくてもいいんだという考えもあるかもしれないけども、この際、そういうことやることによって、また一般の人にも分かりますし、標茶も非常に真剣にこの問題には取り組んでいるんだというアピールもできるので、そのことと。

その四点ばかりについて、もう一回お願いをいたします。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

まず、一点目の対策本部を立ち上げる際に、一般町民も参加すべきではないのかというご提案だと思いますけども、私もそのとおりだと思います。過去に、これは伝染病ではありませんけども、BSEの発生に伴って対策本部を設置したときは、町民の皆様とともに対応に。ただ現時点において、私はまだ対策本部を設置するまでの状況にないという判断で、先ほど申しましたように、自防協を中心に町内の対策会議等々を中心に、現時点において原理原則といいますか、消毒の徹底を図る。できるだけ農場等々の出入りについては遠慮をいただくと、そういったことが大事ではないのかなということで現時点ではそういった対応をしている。それで当然これからの推移がどうなるかによって、私どもとしてはどういった対策をとらないといけないのかというのは当然出てくるかと思います。

ご理解をいただきたいのは、人と物の移動をどこまで制限するか、当然これは空気感染をする病気であるので、それはできるだけ制限しろというのは、私は理解できるわけですけども、現実問題として、現時点においては宮崎県内での発生に留まっており、道においても、いわゆる家畜の移動等々については、宮崎・鹿児島・熊本・大分以外の県については制限を設けていない状況のなかで、本町だけが愛媛県からの家畜移入について、それを拒絶するということが現実的にいかがなものかなということで、私どもとしては道や牧場の利用者、皆さん方のご意見も承りながらこういった決定をしたということを、ぜひご理解をいただきたいと思います。

また、牧場のいわゆる受け入れにつきましては、最初にオソベツ団地の中で受け入れるということにしております。この病気は牛の場合、感染して発症するまでに1週間から10日と言われておりまして、道のほうも指導の中で3週間の経過後にはそれでよろしいということになっておりますので、私どもとしては道の指導に従ったということでございます。それから、いわゆる町内で全国的に展開している牧場の移動状況につきましては、現在は肉牛につきましては、すべて固体管理システムといいますか、固体識別のシステムでもって移動等々が報告されることによりまして、それのほうで、道のほうで把握をしておりまして、その情報等について私どもとしてはいただくということになっております。その中で、どういった判断をするのかということは、これは道の見解等々も承りながら、参考にしながら私どもとしては判断をしていきたいということで。実際的に最近、どの期間の移動状況等について担当のほうで把握しているか分かりませんけども、もし担当のほうで把握しているようでしたら、後でお願いをしたいと思います。

それから、もう一点目の標素町のいわゆる口蹄疫についての取り組みが、一般町民に見えないということに対してのご指摘だったかと思います。それについては、私もそうなのかなと思っておりますけども、この口蹄疫につきましては、もう情報が毎日毎日、新聞テレビ等々であふれるくらいあふれておりまして、私どもとしては、一番大事なのは、いわゆる家畜を飼養している皆さん方の消毒体制をやはり完璧にすること。そのことが一番大事なことでありまして、それ以外のものについてどこまで制限を加えるか等々については、私どもとしては現時点おいては、この点までという判断でやっておりますので、ご理解を賜りたいと思いますし、町民に対して改めて周知徹底することが本当に効果的なのかどうかにつきましては、私どもはとりあえず家畜飼養者と関係機関、農家といいますかいろいろな関連のある皆さん方の自覚といいますか認識といいますか、それを高めることのほうが最優先されるべきとの思いで取り組んでまいりました。町内の取り組みが他の町村に比べてどうかということになりますと、議員もご理解いただけると思いますけども、決して私どもの取り組みが他町村に比べて遅かったとか、そういうことではないということも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) 和牛を預託をしている農場の数等についてお答えをいたしま

す。

現在、農林課のほうで確認している預託農家数については15戸となっております。そこにいる牛の頭数なんですが、実はこちらのほうにつきましては、直近の数字は押さえておりませんが、一番最後に確認した時点でも2,000頭を超えておりましたので、それ以上は現在もいるものというふうに考えております。

その牧場あるいは預託農家の間の移動、あるいは道外からの移入等につきましては、町長の答弁の中にありましたとおり、北海道のほうでは確認をして、法に反するような移動はないという実態が報告されておりますし、また実は、この口蹄疫が問題化してから、虚実様々な情報がインターネット中心に飛び交っております。その中では、町内でも一時期、標茶の中に宮崎県から2頭の牛が入ってきているんだという情報がありまして、私どもとしても非常に警戒をした経過もございます。その部分も含めて、道から見解をもらったところなんですが、そういったこともございましたので、該当する預託農家のストックポイントとなる拠点施設が町内にありますから、そちらの場長のほうに、そのうわさの真相、実態含めて情報提供求めまして、そのような事実はないということを、答えをもらっております。また、そういったいろんな話が飛ばないように、きちんと正しい情報を公表するということが大事だということを申し入れまして、ご了解いただきまして、今後も情報交換するということで話が進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。
- ○8番(小野寺典男君) わかりました。

私も、町で最大限この防疫体制とか周知に関することでやっているのは、十分理解して ます。十分理解してます。

町長の言うとおりに、まず農家がそういうことをしっかりやるというのも当然のことでやっておりますし、いろいろな物も配布されている。ただ、やっぱり用心には用心ということで言わせてもらえれば、やっぱりちまたで一般の人がこのことについて会話できるくらい、そうすると誰が注意を呼びかけなくても、その住民同士で注意しましょうねという、そういう状況を作ってほしいなと思うのであえて言わせてもらった。そういうことで、用心には用心ということで、できれば少しでも多くの人に周知徹底できるような手法でやっていただきたいなと思います。

それから、さっきのどうもその納得というかあれなのは、府県の牛の3週間待機させておいてなんともなければというのでありますけども、どうも道が何ともないからと言うからと言っても、道が言って何かあった時、道が責任とるわけでもないし、法律的に拒まれないものは別としても、やっぱり町は町の自主的な判断で町の産業を守るんだという考え方に立ち返って、今回の口蹄疫に対することは取り組むべきだと思うのです。標茶はほかに類のみない対策をとったなあ、それでいいんです。そしたらほかの町村は、標茶版でいきましょうと。その反対で今。ほかでやっていないからうちもいいでは、やっぱりだめだと思うのですよ。ですから、とにかく私はこのオソベツ地区の団地に3週間おいて安全が

確保された後移すと。これは私はどうも納得できないのですよね。標茶に今約5万頭弱の 肉牛・乳用牛いるわけですけど、これ入ってきてみんな宮崎なんて27万頭も殺処分、この 倍以上の数です。標茶の酪農どころか弟子屈からみんなおかしくなる。それくらいの危機 感をもたないとだめでないのかなと。ましてや鹿まで飼っている。鹿全道に50万頭いると 言われている。この辺に何十万頭いるのか、15万頭か20万頭いるのか、道東に多いと言っ ているのでいるかもしれない。鹿に感染したら、鹿なんてたとえば家の庭だとか牛舎だと か、牧場にいったら、最近放牧型酪農が増えてきているので、たまたまうちのことを言わ せてもらえればうちも放牧をしている。鹿と一緒に草を食べているという状況があります。 そういうことも考えれば、ほかでやっていないからやらないんじゃなくて、うちが先頭に なってやって、ほかがそのことをまねしてやっていくようなことをやってもらいたい。そ のためには、関係している人だけがなんぼ知恵を出しても、いい知恵は出ない。関係ない 人が入ってくることによって、いろんな知恵が出てくる、結構。将棋だってそうでしょう。 やっている人より見ている人のほうがよくわかるのですから。やっぱり、当事者というの はそこに集中しきって、ほかの知識が受け付けなくなっているんです。これが正しいんだ、 こういう方向でいこう。そこに関係ない人がぽっと入ってきて、いやいやこうだよと言っ たら、それが非常にすばらしい知恵を出してくれるものになる。ですから私は対策本部が 早いか遅いかという問題でないのです。日本に出たのですから。ましてや今愛媛県から入 れようとしているのでしょう。入れる前に対策本部立てて、そういうことをきちっとルー ル化して、そしてやるべきじゃないですか。

(「わかった」と言う声あり)

○8番(小野寺典男君) その点だけ、あとは十分やっていただいているのわかりますから。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

先ほどもお答えをいたしましたけども、私どもが生活をする上で、人や物の移動をどこまで制限するかということに関しては、いろいろなお考えがあろうかと思います。最悪を考えて、一切それを禁止するということが、どこまで制限するかということに関しては、それはいろいろな考え方がありまして、私どもは私どもで、私どもだけでなく国、道の考え方、それから実際に住んでいる農家の方々等々のご意見も承りながら、判断をさせていただいているということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

これはどんな場面でも同じ事なんですけども、私も町内のいろいろな会合等々で、この問題については、当然口蹄疫というのがどういう病気であって、いわゆる感染力の非常に強い病気である。先ほど議員からもご指摘ありましたように、偶蹄目の非常に多様な家畜に伝染する病気であるということも十分申し上げております。その中で私どもが自分たちの生活の範囲をどこまでどういった形でするのかにつきましては、私はやはりそれぞれの皆さん方の自覚といいますか、それぞれの情報に基づく自覚というのが基本であろうと

思っております。議員のご指摘につきましては、十分理解をいたすところでありますけども、私といたしましては、現時点においては、町の対策本部というところまでの設置は、まだ時期が早いのではないのかということと、道外牛の預託については、いわゆる愛媛県においての発生がないし、いわゆる道としても、そういった道内に対する移動を制限しているわけでもない、等々の状況を判断したときに、それを今までの経緯等もあります。お付き合い等もあります。愛媛県の酪農に対して本町が果たしてきた、育成牧場が果たしてきた使命等々も考えあわせたときに、現時点においてそれを制限することは適当ではないというぐあいに判断をいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 8番·小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 町長の言われていることはもうわかってます。わかります。わかりますけども、こういう非常事態なので、たとえば弟子屈だって対策本部を立てましたよね。早い遅いはそれは町長、間違いとかというのではなくて、どうせやるのだったら早いたってなんのあれもないのですよ。やるのを早くやらなきゃならないのを後からやったらこれはだめですよ。後からやるやつを早く準備したらこれは喜ばれるだけで、それはだめだと言う人は誰もいないんです。後からやって万が一発生した時に、町長はこれ最高責任者ですから、あんたもう町長やめなさいと言われたときに、ごめんなさいでこれ済まないですよ。やめて済む問題でないんだから。やっぱり町長としての立場上も含めて、万全の対策で、私は望んだほうがいいと思いますよ。そうなったときはまたここで言わなきゃならないんだから。言われないようにみんなに、ほかの議員さんにも。私はそういうことで、早め早めに万全を期して対応していただきたい。前向きに検討していきますという返事をもらえればやめます。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) この間ずっと申し上げてますけども、対策本部としては設置はしていないですけども、対策会議であるとか連絡の会議等々については、十分私どもはやっているということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。対策本部という名前にするかいなかにつきましては、それはどの時点でということについては、私はまだ対策本部ではないということです。いわゆる口蹄疫の進入防止対策をやっていないということではないわけでありますので、結果として発生したときにどういう責任をとるのか。今回、特措法が多分一両日中に衆議院を通過されると思います。そうなりますと、これからの都道府県知事ということでなくて、国のほうでこれはすべてが指示になるということになりまして、そういった状況にはありまして、それがまた国としてどういう状況になるのか。ただ、発生していない地域に対して国としてどういう制限をするのかについては、過去の例からいっても、議員のご心配はご心配として当然理解はできますけども、私どもとしては、やはり経済活動をどこまで制限できるかについては、それは私どもとしての限界はあると、そういうこともご理解を賜りたいと、そのように思います。

○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) なかなか町長も折れないからもうやめますけども、ぜひ、遅く やるよりは早いほうがいいわけですから、副町長もうなずいているので、ぜひ、そういう 点では前向きに対応してもらえるようにひとつやっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、8番・小野寺君の緊急質問を終わります。 休憩いたします。

> 休憩 午前10時45分 再開 午前10時47分

◎議案第3号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。議案第32号を議題といたします。

本案は、地方自治法第74条第3項に基づく住民からの直接請求に伴い、町長から議会に 提出されたものです。

はじめに、町長から提案趣旨の説明と本案に対する町長の意見について説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君) (登壇) 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいた します。

本案につきましては、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、標茶町議会議員定数条例に関する直接請求があり、平成22年5月18日付をもって受理しましたので、同条第3項の規定により、意見を付して議会に提案するものであります。

改正の内容につきましては、標茶町議会議員の定数を次期改選期から16人とあるのを12 人に改めようとするものであります。

提案にあたりましては、法律により町長の意見を付すこととなっておりますので、別 紙のとおり意見書を提出させていただいております。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第32号。標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、標茶町議会議員の定数を12人に改正する条例改正請求を平成22年5月18日付で受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。というものであります。

次ページにまいります。

標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

標茶町議会議員定数条例(平成14年標茶町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「16人」を「12人」に改める。

附則といたしまして、この条例は、次の標茶町議会議員の一般選挙から施行する。 それでは、意見を述べさせていただきます。

意見書。

平成22年5月18日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、標茶町議会議員の定数 を12人に改正する条例改正の直接請求が請求代表者からありましたので、地方自治法第74 条第3項の規定により、意見を申し述べます。

標茶町議会議員の定数につきましては、昭和30年までは地方自治法の規定により、人口に応じて定められていた法定定数を採用していましたが、昭和30年からは、議会自らの判断によって、標茶町議会議員の定数を減少する条例を制定し、定数の減員がされてきております。

また、平成11年7月に制定された地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の一部改正により、「議員定数は条例で定めることとし、人口区分に応じた上限数を超えない範囲内で定めなければならない」とされた条例定数制度において、法定上限数以下の定数を、議会みずからの判断によって、定められてきた経緯がございます。

このように、議員定数につきましては、これまで議会みずからの賢明な判断と努力により、時代の変遷に適切に対応されてこられた経緯にあり、私といたしましては、民意調整と合意形成がなされる議会において判断されることが、最善であると考えております。

従いまして、今般の条例改正につきましても、直接請求によって示されました1,139人の町民の意思を議員各位が議員定数が定められてきた経過や議会論議、更には今日的諸状況等々も勘案され、慎重にご審議の上、ご判断いただきたいと考えております。

以上で、直接請求に付された条例案を、地方自治法の規定にのっとり提出するものであります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより、本案の町長の趣旨説明と意見に対して、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

次に、請求代表者の意見陳述を行ないます。

本案については、地方自治法第74条第4項の規定に基づき、意見を述べる機会を与える ことになっています。

請求者代表は田村守君であります。

それでは、本案について、意見を述べていただきます。

請求者代表・田村守君。

○請求代表者(田村 守君)(登壇) それでは、私の意見を述べさせていただきます。 本議題は、先ほどの資料及び町長のお話のとおり、条例の定めるところにより開かれる ものであります。それは、規定定数148名以上の署名があれば足りるところ、大幅に上回 る1,139名の町民のご署名をいただきました。

このことは、今私どもが取り巻く環境が、まことに大変なときにさしかかっていると思います。離農は相次ぎ、先ほど口蹄疫のお話がございました。そんな農家の環境がまことに悪化しております。あわせまして、町の商工者の方々の廃業は目につき、急激な人口減となっております。

その中にあって議員数だけが変わらないということは、変わらないということの町民の 反発にほかならないと思います。それは、わずかな期間で集めさせていただきました 1,139名の皆さんの総意かと思っております。

さて、定数に関してですが、昨年、議員定数に関する集まりをもたれたわけでございますが、その結果はいかがでございましたでしょうか。話は行き詰まり開店休業の状態と聞いております。

そこで、私たちは今年に入りまして二、三人の仲間がどうしたらよいものかと思案の末、それでは委員会を傍聴しようということになりましたが、なかなか前例とか今までの慣例とかということで実現しませんでした。なぜゆえ、前例・慣例にしばられるのでしょうか。前例・慣例は議員さんみずから作るものではないかと思っております。時代とともに変わっていくものと考えますし、開かれた議会あるいは町政を口にされている皆さんには、みずからそれを閉ざしていると言わざるを得ません。まして、今回の案件に対しても前例がございましたでしょうか。もしあるのであればお示しをいただきたいと思います。残念ながらその前例はないと思います。はじめての案件であり前例や慣例などあるはずもありません。その時々の時代、人によって作られるものと思っております。今回のこのことが、良き先例として町政に生かされることを期待をしております。

傍聴を要望しても許可されることがなくなり、それではどうしたら良いかということになりましたが、みんなで考え抜き、法的に粛々とやらざるをえんだろうということに話がまとまりまして、限られた時間の中で手分けをして署名に走ってまいりました。

その中で感じたことは、町民の皆さんはそれぞれ関心があるということです。私が回った中には、全員が14名、16名は多すぎると申されておりました。そして12名でもまだ多いという方もおります。できれば10名もしくはそれ以下にしても良いというご意見もありました。

総じてみれば、14名もしくは16名は町民の目線からみれば問題外であります。今回提出の12名が大体の妥当な数ではないかと思っております。もし、仮に議員さんがその心がありますなら、それ以上踏み込んだ数字を提示できるのではないでしょうか。そうすれば、町民の議員さんに対する見方も変わってくると思いますがいかがでしょうか。

とは申せ、議員の皆様には、直接利害関係にかかわる問題ですので、なかなか口に出せずお悩みのことと思います。

しかし、町民の感覚目線からすれば、これは議員の方々が提起をし決定していただくのが、最良の方法ではないでしょうか。それができなかったことを私たちは残念に思います。ここはどうか、たかが1,139名とは思われず、されど1,139名の町民が署名してくれたんだと謙虚にお考えになりご判断をいただきたい。

もし、だめとなれば後は、先ほど提案された町長の再提案もしくは議員提案しかなくなりますが、そのわずらわしさははかり知れません。今回で終わりにしていただきたいと思います。

しかし、それぞれの案件がことごとくだめとなれば、町民の意志を無視した議員の特権 意識を出されたエゴとしかいいようがありません。主権者は誰なのかという疑問もわいて きます。主権者は議員ではなく町民であって、その結果が142名あれば足りるところ1,139 名という多くの人が署名をしてくれたにほかなりません。そのことを踏まえればおのずと おわかりいただけると思います。

さて、もしもすべてにだめと言われますならば、法にしたがって不退転の決意で淡々と町民に信を問わざるを得ません。賢明なる議員の皆様のご判断を仰ぎたく思います。

最後に、言い過ぎや言葉の足りない点がありました。このことについてお詫び申し上げます。ともに、この議場で耳を傾けてくださった方々に、また署名で走り回ってくれた仲間、そして、関心を示していただき協力していただいた町民の皆様に心からお礼を申し上げ終わりといたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(鈴木裕美君) これより、ただいまの意見陳述に関し、確認すべきところがございましたら、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。 以上で、請求代表者の意見陳述を終結いたしました。 これより討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「議長4番」という声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論がありますので、最初に、本案に反対者の発言を許します。 討論ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番(伊藤淳一君)(登壇) 私は、議員削減はやむなしと考えますが、今提案の議員 定数を12名とすることに対しての、反対の討論をいたします。

平成12年4月の地方自治法により、議員定数については「議員定数は条例で定める」と

法定定数制度から条例定数制度に改められました。

そして今日、各自治体、近隣の町村での議会の議員定数のありようが話題となっています。全国町村議会議長会での委員会報告の中でも、「議員定数の明確な理論的な根拠はない」と言っています。しかし、報告の中の中身をさらに引用させていただければ、「議員定数は、行政改革や経費削減といった観点のみで論じるべきでない」とも言っています。「人口、面積、職域など住民の多様なニーズ・意思を反映することが大事」と続けています。

以上、概念的なことを申し上げましたが、私は、先ほど申し上げましたとおり、標茶町の議員定数は現行の16名から数名削減することはやむを得ないと考えています。しかし、現状から4名を減じて12名にしたいという考えには反対であります。

その理由は、一つとして、議会は監視機能、施策策定機能、住民代表機能を果たす役割があり、そのような点から、議員の幅広い人材の確保が必要であります。

二つ目として、他の町とは人口の同じ規模のところと比較されて論じられていますが、標茶の違いは戸数の50から100、200から300と集まっている地区の構成が標茶市街地を除き5地区あります。そういった標茶市街地以外の地区からの議員選出の状況、地域の実情の把握や目配りが困難となります。このことは、時同じく道議会の議員定数削減の是非が昨日、一昨日と新聞に載っていましたが、都市部は厚く、地方、町村部の議席ばかり減るようになれば、地方の声が届かなくなるという危惧をしているのと似ています。

さらに、議員定数は現行よりも 4 減ではなく 2 減ぐらいにとどめるべきと考えるのは、 先ほど申し上げた住民代表機能、議員の幅広い人材確保という点から、私が議員になった 平成 3 年は、昭和34年以来議員定数が22名だったのが 2 名減となり20名となりました。平 成11年の改選では、20名から 2 名減の18名、それから 8 年後の平成19年の改選では、18名 から 2 名減の16名、いずれの時も 2 名減ですが、単純に 2 名減と考えられがちですが、全 体の数がその都度小さくなっての 2 という数字は全体に対しての比率は大きくなるもので す。それが 4 名減ということは、その差はさらに大きくなるわけであります。

したがって、大きな影響があるかもしれないという不確定なことからも、段階的な減じ 方にとどめるべきと考える理由です。

また、委員会構成、議会の活動、それらがどのようになっていくのかも考えなければなりません。

以上のことを考えたとき、減じる人数は2名ぐらいにとどめ、4名減とすべきでないと の考えで、提案に対して反対するものです。

補足ではありますが、数日前、私の所に「中オソベツ、一町民より」という封書がきました。中オソベツとは珍しいなと思いつつ開封いたしましたら、何の文章もなく、ただ過日の「議員定数削減を求める直接請求を提出した」という北海道新聞、釧路新聞のコピー1枚だけでした。削減をしなさいというのか、それとも中オソベツの住民からということを考えますと、現在オソベツ、久著呂、沼幌いわゆる御久沼地区から議員が出ていないこ

とから、現行から大幅に議員定数を削減すると困るということなのか。私は後段のことを 言いたいのだろうというふうに思うところであります。

そのことをさらに付け加えさせていただき、私の反対討論といたします。

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

2番・黒沼君。

○2番(黒沼俊幸君)(登壇) 2番、議員の黒沼です。

議案第32号について、町長から提案があり「標茶を良くする会」の会長田村さんから、 定数条例改正請求の要旨の説明がありました。私は、この議案に賛成する立場から発言い たします。

本町の歴史は、今年平成22年が入植開町以来125周年となる節目の年になっております。 くしくもこの記念の年に町民の方々が千百余名という多くの署名を集めて、条例の改正請求をされました。これからの議会運営は、思い切って現在の定数を4名減じて、少数精鋭で行なっていけるものと主張されたものと考えます。地方自治の確立が叫ばれる今日ですが、実態は国・道の交付金・補助金が、一般会計予算ではその6割を占める状況が続いており、近年では、数年前に平成の大合併といわれた町村合併が釧路管内でもありました。本町は、自立の道を歩んで今日に至っております。

機構改革も収入役の廃止や農林課と農業委員会事務局の兼任や、商工観光課の廃止に代表されるところですが、簡素化が一段と進んできております。しかし、まだまだこの程度ではスリム化は満足はいかないと考えます。なぜなら、少子化時代に入り、人口が急激に減っているからです。本町はまことにこの点は農村部においても顕著であります。

今回、「標茶を良くする会」の会長が求めるところは、平成23年4月の選挙は、人口 減のことばかりでなく、先例や慣例にとらわれない健全な行政への提言と受け止めました。

私は、15年の4月の選挙で議員になりましたが、その時の定数は18名、2回目の19年の年は16名でありました。2名減員が2回続きましたが、7年あまりの議会活動を通じて経験したことは、次年度以降は12名の定数でも議会の行政へのチェック機能はなんら問題ないと考えております。4名減により議会費の思い切った削減をはかり、行政の改革を進める推進力となると考えております。

終わりになりますが、署名された方々の意を酌んで賛成をいたしたいと存じます。 終わります。

(拍手) (何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

5番・菊地君。

○5番(菊地誠道君)(登壇) 議案第32号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する 条例の制定についての意見を述べたいと思います。 まず、今の地方議会のおかれている現状についてでありますが、地方分権の推進とともに、自治体の自主的な決定と自己責任の範囲が拡大する中で、地方議会が町民の代表機関として、議会はそのもてる機能を十分に発揮し、町民の負託にこたえ、より積極的な、効果的な議会活動が求められております。

標茶町においても、依然として厳しさが続く財政状況の中で、少子高齢化、人口減少、 社会経済の悪化等、様々な課題に直面しております。

一方では、他の町村議会においても、厳しい町村財政の状況を反映し、議員定数を見直 す動きが広がり、議員定数も減少してきております。

このような現実を踏まえ、さらには今回の直接請求に示された民意を議会として、さらには議員として十分に議論されなければならないと考えるところでもございます。議員定数については、議会運営委員会において、昨年の6月よりさまざまな角度から積極的に検討してまいりました。結果、中間報告をもって全員協議会に諮ったところでございますけれども、残念ながら統一見解を出すまでには至らなかったところでもございます。

私は、議員定数の削減にはある程度理解をするところであります。しかしながら、議員 定数の大幅な削減については、若い人たちや女性の方々の議会への進出が大変難しくなり、 限られた人しか議員になれない心配もするところでございます。そのことによって、さま ざまな意見の反映が議会にされなくなる心配もするところでございます。

以上のことから、私は議員定数条例の一部を改正する条例の制定については反対をいた すところでございます。

終わります。

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

6番・後藤君。

○6番(後藤 勲君)(登壇) 私は、標茶を良くする会代表田村守氏の出された条例案 に賛成する立場から、一言申し上げたいと思います。

昨年来から署名活動等大変御苦労され、今日に至ったことに敬意を表します。また、本 日、ここにお忙しい中、傍聴にこられました皆さん、大変御苦労さんでございます。

本来であれば議会そのものが、早急に意見をまとめ、町民の皆様方にお示しをし、理解を求めることが筋かと思いますが、諸般の事情により、このような事態になったことは、私も議会の一員として、非常に残念であり、また、情けなくも思っています。

今までの経過等につきましては、皆様よくご存知のことと思いますので、あえて申し上げませんが、昨年、政権が変わったことにより、テレビ、新聞等で毎日のように報道されている沖縄の問題、そして、事業仕分け、少しでも無駄を省くことをしています。このことにより、国民はもとより、町民そして私たちも非常に政治に関心をもってきていることは事実であります。ましてや、人口の減少化などを考えてみても、この標茶町においても同じことが言えるのではないでしょうか。

近隣町村をみても議員の削減は、ごく当たり前のようになってきています。

ただ単に、面積が広いから議員の削減が出来ないというのは、私は理由にならないと思います。確かに定数削減というのは、自分たちで自分の首を締めつけることであり、苦しいわけですけども、私たちは何といっても、町民あっての議員であります。このことを決して忘れてはならないのであります。これだけ多くの町民の皆さん方が要望している削減案でありますので、あえて受け入れ、私も削減される分、少人数で質の向上に努め、よりよい標茶町をつくり上げていくため、努力いたします。

よって、私は、町民の声を謙虚に受けとめ、この条例案に賛成をし、ここにおられる議員の皆様が一人でも多く賛同いただけることを望み、終わりたいと思います。

(拍手)

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

9番・末柄君。

○9番(末柄 薫君)(登壇) 標茶町議会議員の定数を12人に改正する条例が付議されましたが、これに反対する討論を述べさせていただきます。

議員定数についての考え方ですが、議会として議員が何人必要なのか明確な理論的な根拠がなく、大変難しい問題ではありますが、これまで標茶町議会は、みずからの判断により、議員定数削減を実施してきております。

何回かの削減で22人から16人、現在の数に至っておりますが、例外なく2人づつの減で 現在に至っております。

また、議員の一人当たりの人口でございますが、これも500人前後、標茶町の人口の減少とあわせて、ほぼ統一されてきております。

私も、平成11年の選挙から議員をさせていただいておりますが、平成19年の選挙で18人から16人、この定数減での選挙を経験させていただいております。

このときの2人の定数削減で、その後気づかされたのは、一般質問が減少傾向にある。 18人の時には、1定例会あたり5.5人、平均すると5.5人ありましたが、16人に削減になっ てからは、1議会あたり4.6名でございます。その差0.9人、およそ1名減少しております。 また、質問の件数でも、18名のときは9.75件ですね、平均すると。16名になってからは 8.08件。1.67件少なくなってきております。

このことは、もし議員定数を現在の16名からご提案の12人へと大きく削減したとき、一般議案の審議を含めて質疑全体が減少しないか、減少するならば議会の機能に大きく影響を与えないか、懸念されるところであります。

次に、今、国会で審議中ですが、地方自治法が改正されようとしております。この改正では、91条の削除が予想されております。この91条は市町村議会の議員定数の上限を決めている91条であります。現在、標茶は18名の上限値であります。この上限値を撤廃するということであり、このことはもし必要があれば議員定数を増やしてもいい、そのように

理解できることであります。

もし、この自治法の改正がなったとしても、現在の社会情勢下では、定数を増やすという議会はごくまれではないかな、そのように考えられますが、今後の地方分権で自治体もみずから政策を形成し実施することが増加していく。要するに大きくなっている。そのように考えられ、同時に議会もチェック機能もこれまで以上の機能が求められるようになろうと思います。

今、急いで議員定数を16から12名、大きく4人も削減するのではなくて、法改正のこの 行方を慎重に見守る必要性もあるのではないかと考えております。

直接請求の要旨には、酪農家とか農業、商工業者の相次ぐ廃業、公的機関のこの町内からの撤退、これらによる急激な人口減、そのような状況があり議員定数の削減を求めるとあり、1,139名もの請求、これを私も重く受けとめさせていただきます。が、付議された条例案では、議員定数が12名となっており、議員一人当たりの人口も711人と多くなっております。

そして、隣接の町に準じて実施すべきだとの求めでありますが、私は、標茶町は標茶町独自の考えで実施をすべきであり、諸条件の異なった隣接の町に左右されることではないと考えております。

また、先の総務委員会で審査されました陳情 5 号「次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める陳情」、これらについても全会一致で不採択をした経緯がございます。

これらのことから、私はこの条例の改正案には反対をいたします。

以上で終わります。

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

10番・舘田君。

○10番(舘田賢治君)(登壇) 今日、本当にここに1,139名の人からの署名を受けて、この直接請求の条例改正を議論をすると、このことが非常に私にとっては、情けなくてこうむなしいというか、本当残念であります。これほど議会が、また議員が町民の皆さんから信頼を失っているということは、これはもう非常に重大なことだなと。この大変な事態を私は真摯に受けとめているところであります。

ただ、この条例改正の結果が、この結果がどうあれ、その後のですよ、町民と議会との関係、そして町民と町制との関係、それらのことを考えると、本当に憂慮をしながらここに立たさせていただいているというのが本音であります。

さて、私は、標茶を良くする会の代表、田村守さんから出されました、この条例改正請求には賛成をするものであります。

一つは人口であります。人口も平成15年の9月、このときに議員定数の削減を行っております。このときから、今年の3月まで約6年と6カ月でありますが、914人の人口が減

であります。単純に計算をしますと、議員定数にして私は3名以上の減に値するなあと考 えたわけであります。

さらにもう一つは、町民の経済であります。今の経済状況であります。あまりにも町 の経済が長い不況に活路をみいだせないでいるこの現状。議会もやはり先頭に立って、そ れに答えるという姿勢が必要だと、そういうふうにまずとっているということであります。

さらには、隣の町やなんかと比べてはいけないとは申しますけれども、やはり住んでいる人がたにしてみると、隣の町がどうだということは気になることであります。隣接する弟子屈町でありますが、標茶とは面積の違いこそあれ、人口はほぼ同じであります。議員定数12でがんばって、今いるところであります。一人なにか亡くなっているそうですから、今現状は実質一人がそういう立場ですから11人ということのようでありますが。この事実、また、昔のようにそれぞれの地域が不便で何もかにも何もないと、道路もないと、道路もほしい、俺の地域に砂利の10台もほしい、20台もほしい。毎日がこういうようなことであれば、学校もほしい、会館もほしい、こういうことであれば、議員は地域で町民の多様な利害を反映するためには、議員の数は多ければ多いほどいいという考え方もありますが、現在は、一応一定のインフラ整備は整ったと、こう思っております。だとすれば、議会は政策の場ととらえてみると、やはり町民の皆さんがおっしゃっている、議員は少数精鋭でがんばれと、がんばって日常をやれと、この町民の声に私は理解ができるわけであります。

したがって、この条例改正請求は天の声であり、民意と受けとめて私は賛成をするもの であります。賢明な議員の皆さんには、ご賛同をお願いをして終わりにいたします。 終わります。

(拍手)

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に反対者の発言を許します。 討論ございませんか。

11番・深見君。

○11番(深見 迪君)(登壇) 私は、議案第32号、標茶町議会議員定数の一部改正に反対する立場から討論いたします。

討論に先立って、私は今回住民のみなさんが町政について住民から発議する直接請求、 その権利を行使し、条例の改正について町政に対し直接意見を述べるという積極的な行動 とそのご努力に対し、敬意を表したいと思います。

意見の違いは別にして、住民のみなさんの直接請求によって、こうして議会で町政や 議会のあり方について議論が展開されるということは、有意義なことであると考えます。 そのうえで、私の今議案に対する反対の考えを述べたいというふうに思います。

私が今回の議員定数削減案に反対する第一の理由は、議会はより多くの町民の意見を 反映すべきだと考えるからです。

そもそも議会は、有権者の民意を、どれだけ政治や行政に反映させることができる制度

にどう改革するか、この基本的立場が貫かれていなければなりません。議会制民主主義の 根幹に関わる問題ですから、憲法と地方自治の精神を厳しく守る立場を貫くことが大前提 であり、そのことが、住民の暮らしや福祉、教育にも、大きく関係してくるのではないで しょうか。

削減の大きな理由の一つとして、同程度の人口の町と比較して標茶町の議員数は多すぎるので肩を並べるべきであるということが述べられています。しかし、議員の定数は単に人口比の側面からのみ見るべきではないと考えます。

標茶町の行政面積は、近隣の町村と比較して1.4倍から2.5倍であります。このことは、 単に面積の広さを表すだけではなくて、そこに暮らす住民の複雑な暮らしや思いの広さも あるということであります。

議員の大きな仕事の一つは、住民のみなさんの声をどう議会や町政に反映させるかであります。市街から遠く離れて、一人住んでいるこの標茶を切り開いてきた住民の方もいらっしゃいます。そこに足を運ぶことも議員の大切な仕事であると私は思います。

同程度の人口である近隣の町と単純に比べても、人口は同じ程度であっても学校数や保育園の数が標茶町は1.4倍から2倍であります。たとえば学校数でいえば標茶町の16校に対して、お隣の弟子屈町は8校、厚岸町は11校、保育園は標茶町で9カ所に対し、弟子屈町は3カ所、厚岸は6カ所であります。他町村と比較して農地面積も広く、道路も長いことなど、どれをとっても行政のするべき仕事の量は格段に多いのです。

そのことは、隣の町の1.5倍を超える予算にも表れています。そしてそれはすなわち、 議員や議会のなすべき仕事や活動が多いことにもなるのではないでしょうか。

反対の第二の理由は、議会には行政をチェックする大きな役割が求められているという ことです。 4名削減することは行政をチェックするという議会の機能を弱めることにつな がると私は思います。

国政が混迷を極めている今、介護保険制度、後期高齢者医療制度、国民健康保険等町民の健康と安全を保障すべき医療保険、教育、子育てなど、公共サービスのチェック機能の強化こそ求められていると思います。

農業、林業、商業、土木、建築など、町を支える産業の発展の課題も山積みです。議員を削減してどうやってチェック機能を強化させるのでしょうか。提案は、「議員削減と議会機能強化をどう両立させるのか」という疑問にはまったく答えていないと考えます。

町民が議員削減を望んでいるとの理由ですが、町民の中に「議員定数を減らせ」という 声があることは私も承知しております。これは、多くの住民の方々の、「議会は住民の期 待に応えていない」という批判でもあると思います。

このことは今後も議会改革の第一の課題として、厳粛に受け止めなければならないと 考えます。

しかしながら、住民のみなさんの期待は、議会が「暮らしと仕事、営業を守るために働くこと」であり、議員削減はその本質ではないというふうに考えます。

町議会は、住民のもっとも身近な議会として、住民の声を自治体に反映する住民の代表機関です。行政のチェック、住民要望の反映、立法機能という他では代われない重要な機能を持っています。ですから、議会は、町長から提案される条例や予算の審査だけでなく、みずから条例提案や予算修正などの機能を発揮する。議員がそれぞれの立場で住民の要望実現に力をつくす、これが本来の議会の姿だと思います。

第三の理由は、これから地方分権が進み、自治体の権限と仕事は増える傾向にあるということです。このことは、当然それをチェックする議会の役割も大きくなることを意味します。

議会の役割が大きくなる時に、議員を減らすのはさかさまではないでしょうか。これではますます議会の比重が低下することとなります。

反対の第四の理由です。提案では、厳しい財政状況にあり、議会も身を削って範を示すべきだということも削減の理由に挙げられておりました。

しかし厳しい時代だからこそ、議会がこれまで以上にがんばって、何がムダで何が必要かを見極めることが大事ではないでしょうか。議会費は今年度一般会計総額のわずかに0.7%です。これは、管内でも最も低い方のレベルでもあります。この中の4人分の経費を削ることよりも、一般会計の残りの費用の99.3%、この町のお金の使われ方がどうなのかチェックすることが、町民が議会に求めている役割ではないでしょうか。

私は議会が行政との緊張関係を保ち、行政へのチェック機能を果たし、町民の意見を本会議や委員会で反映するといった、町民が期待している議会本来の役割を果たせば、おのずと議会の権威は高まり、住民の皆さんの信頼も得るものと考えています。

住民のみなさんの声が町政にとどいていないではないかという声も聞かれます。本当に町民の声に応える道は、私たち議員が町民の期待に応えて、町政とのパイプ役をしっかりと果たすことであり、機械的な議員定数削減では到底解決し得ないことであると考えます。

その立場から今後も議会改革を含め、住民のみなさんの期待にこたえるべく奮闘する ことをみずからにも言い聞かせながら、定数削減の今条例には反対することを表明するも のです。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ほかに、討論ございませんか。

12番·田中敏文君。

○12番(田中敏文君)(登壇) 私、12番、田中敏文はこの懸案に反対をする討論をさせていただきます。

まず、議員定数を考える際に議会のあり方、民主主義の問題から考えることが大事であります。

議会は、憲法第93条にうたわれているとおり、議決機関であり、住民から直接選ばれる 住民代表機関であります。議会の意思は住民の意思とみなされるものであり、住民の意思 を反映させる機能が求められております。

そのため、議員の任務は大変重要であります。

一つは、議員は住民の要求の多様化・複雑化に伴い、広範囲な意見を議会に反映させる 任務をもっています。

二つ目は、町長のおこなう事務の執行について、しっかりと監視していく事、つまり執 行機関に対し監視をする任務があります。

三つ目は、議会での審議の公開、いま町政は何が問題になっているのか、何が課題なのか、町民に明らかにしていく事が求めらております。

四つ目は、町の条例は議会の議決によって制定されます。今臨時議会でも予算や条例の 議決の結果が町民の暮らしを左右します。大変大事な任務をもっております。

このような重要な役割をもつ議会の議員定数削減は、憲法と地方自治法によって保障された民主主義をゆるがし、多面的な住民の意思を反映しなければならない自治体に、欠陥が生じることになります。

定数を削減することは、青年や女性など色々な階層や地域から選出されにくくなります。 議員は地域の代表ではありませんが、人口の少ない地域では、地域産業の危機に加え、学校の問題や集落のことなど課題が山積しております。地域の声を議会に反映させることは、 町政にとって大変重要であります。

定数を削減することは、その声をさらに狭くする事は間違いありません。このように定数を減らすことは、町民の声を町政に反映させる議会の機能を低下させる事になります。

次に、議会のチェック機能が低下することが懸念されます。議員定数を減らして、チェック機能が高まったという話は聞いたことがありません。少数より多数でチェックする事が機能を高めることになります。さらに多種多様な意思を議会に反映させることが、行政に対するチェック機能を強める事になります。各階層から議員が選出されてこそ、チェック機能も高まり、チェック機能を高めるためにも、定数削減には反対をいたします。

憲法と地方自治法は、議会と首長が対等平等であります、抑制と均衡によって地方自治と民主主義を保持する2元代表制をとっております。

議員の定数を減らす議案を提出されたことは、まことに残念なことでもあります。たしかに、全国的に定数削減の声が高いのも事実です。これは、町民の皆さんが「議員は何をしているんだ」という強い批判からくるものだと思います。

議員を削減すれば、議会の質が高まるのでしょうか。少数精鋭は質の向上とは違うと思います。選挙上手の人が議員になるだけで、というのが一般的です。もしそうなれば、議会の質は低下することになります。

いま必要なのは、定数削減ではなく、このような議員に対する不信感を取り除くための議会改革であります。議会全体の質的向上です。今、議会に身を置く者は、みずから研さ

んし、町民の負託に応える議会の質の向上、そして将来に禍根を残さないように議会制民 主主義を守ることであります。

私はその立場から議員定数削減に反対いたします。

12番、田中敏文は、この議案に対する反対討論といたします。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) ほかに、討論ございませんか。 13番・川村君。

○13番 (川村多美男君)(登壇) 私は、ただ今上程の条例に反対の立場から、私なりに 意見を申し述べさせていただきます。

私は、平成11年度に、議員定数、先ほどもありましたが、20名から2名削減の定数18名で、標茶町議会議員選挙で初当選させていただきまして、現在、3期目の半ばでございます。平成15年度の改選前には、根拠があいまいな議員報酬3%削減案が議員提案され、反対討論、賛成討論の末、反対多数で否決した経緯がございます。

その後、町民の中から、私が反対したことに対しての不満の声を受けまして、平成15年度、私にとっては2期目を目指す標茶町議会議員選挙では、定数18名から2名削減の16名に、また、議員報酬は5%の削減、さらに、町の収入役の廃止を公約として掲げ、審判を受け、当選後、最初の6月定例会において、議長、副議長、委員長、議員の報酬を一律5%削減の議員提案を行い、全会一致で可決し、同年、8月から報酬の減額を施行し、現在に至っております。

また、議員定数は平成15年9月定例会において、平成19年度から2名減の定数16名にすべく議員提案し、反対討論、賛成討論の末、賛成多数で可決し、平成19年度の一般選挙から議員定数16名とし、現在に至っております。

さらに私は、行財政改革の一環として、収入役の廃止については、15年9月定例会におきまして、一般質問し、収入役の任期満了をもって廃止すべきと主張、提案し、翌年の3月の任期満了をもって廃止を推進いたしました。当時、私以外の10人の議員の皆様とともに、議員報酬5%の削減、議員定数2名の削減による議会改革、そして、収入役の廃止に伴う行財政改革、いわゆる歳出の削減を推進、実現してきた経緯がございます。

また、平成22年度一般会計歳入歳出予算、105億6,600万円の歳出における議会費は、6,888万1,000円で、0.6%でございます。主な内容は、議員報酬で3,955万2,000円、職員期末手当で1,450万3,000円となっており、当初予算における議員報酬の比率は0.39%であります。

平成21年6月11日付で議長から議会運営委員会に諮問のあった「議会改革の取り組み」といたしましては、21年11月16日に「議員定数に関する意見を聞く会」を開き、町民の意見を聞く機会を設けるなど、延べ8回にわたる議論の末、現在の議員定数16名を次期選挙から2名減の14名とすることで全会一致し、平成21年12月22日に議会運営委員会といたしまして、議長に中間報告した経緯がございます。

近隣町村議会においても、厳しい財政状況を反映しまして、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少傾向にあるのは、私も承知しております。地方分権社会にふさわしいチェック機関としての機能、議員個々の議員力を最大限に発揮しつつ、町民の信頼と負託に十分こたえ、的確に反映できる議会であるべきと考えます。

また、若い世代、各層の町民が議会で活躍できる環境も必要と考えます。

議員定数削減は、平成11年度以降では、2名削減が主流であり、現行の定数16名から一気に4名を削減することは、逆に多くの民意を削減することにつながると考えられますことからも賛同はできません。

私といたしましては、議会運営委員会で議長に中間報告いたしました、現在の議員定数 16名を次期選挙から2名減の14名とすることを遵守し、上程されました条例の制定には反 対であり、反対討論といたしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかに、討論ございませんか。14番・平川君。

○14番(平川昌昭君)(登壇) このたびの、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する 案につきまして、前段、改正請求の要旨の説明を受けたわけでございますが、反対、賛成 の中で述べられた方々のやや重複する部分があろうかと思いますが、お許しをいただきた いと思います。

まさに人口の減少と財政の窮迫がつづく全国の町村で、議員定数を削減する流れは止まらない状況にあることは十分認識しているところでもあります。同時に議会議員を削減することにより、住民に対するメリット、これは何でしょうか。私は、議員報酬など議会費の節減が唯一だと思っているところでございます。このたびの請求の要旨では、この部分についてはうたっておりませんでした。ただ、申すまでもなく町財政は限られており、無駄をなくし、切り詰めるところは切り詰めてほしい、このことは等しく町民の願いでもあります。私は、その前提として考えるならば、本町の今年度一般会計予算に占める16人の給与総額は5,405万5,000円、共済費を合わせると総額6,038万9,000円となり、つまり議員一人当たり377万4,000円であり、単純に削減数に乗ずれば節減額がわかり、その価値は高いと私は思っております。毎年申すまでもなく、本町の人口は80人規模で減になって進行しており、人口が減ることにより、議員も減らざるを得ないことは、私は当然なことと受けとめております。

一方で、本町議会におきましては、議会運営委員会で定数、報酬等につき昨年の6月から8回にわたり議論を重ねてきております。もとより、議会改革とはなんであるか、そのいきつくところは定数、報酬等々でございます。そのことは、全員協議会に一定の中間報告をしておりましたが、各位の議論の中ではなかなか先へ進まないことは、私の責任としても反省をしているところでございます。しかし、議会の存在意義は何でしょうか。議会として存立に本町議会議員は最低何人必要かなど、私は、今このたびの署名1,139人の方々の多様な思いは重く受けとめております。同時に私は、1999年にこの議会議員といた

しまして送り出していただいてから、まさに住民からの直接請求、このことは、もちろん 初めてでございます。同時に、現状同僚議員にとりましても、同様と思われます。であら ば、全員野球のごとく、この機会に定数、報酬を今一度議論、審議を重ね、しかるべき議 会に決断することが必要ではないか。決して遅きに帰してはいない。私はそういう考えを 持っておりました。

来るべき議会において、このことがどう皆さん方と議論するか。全員の機会を与えていく議会について、まだ、議論が足りないのではないか。町民に提示することが、果たして、今この場でどうこうというのは遅きにならずと、私は思うことでございます。

今、議会にこの条例提案されたことにつきましては、私は反対の立場で述べさせていた だきますが、ぜひこのことをご理解いただいて、しかるべき時にやるべきだと思いますが、 私の一端を述べ、反対討論といたしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立少数であります。 よって、議案第32号は原案否決されました。 休憩いたします。

> 休憩 午後 0時05分 再開 午後 1時14分

◎報告第1号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6。報告第1号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長、高橋君。

○税務課長(高橋則義君)(登壇) 報告第1号の内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成22年3月31日付で地方税法、同法施行令等が改正公布されたことに伴い、平成22年度分課税の事務処理上、公布の日からの施行で町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成22年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、町民税では65歳未満の公的年金等の所得者で、特別徴収対象 の給与所得者については、年金所得に係る税額を合わせて特別徴収することができるもの。 また、特別土地保有税では、非課税規程の整理などであります。

報告第1号。専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

専決処分書(写)。

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次ページにまいります。

標茶町税条例の一部を改正する条例。

標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料に基づきご説明いたします。

資料の4ページをお開き願います。

資料により町税条例改正の内容についてご説明申し上げます。

初めに町民税であります。

改正項目、1番.給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、関係条項、条例第43条第 2項、第3項、改正内容は65歳未満の公的年金等の所得を有する給与所得者については、 この所得割額を特別徴収すべき給与所得の税額に加算して給与から特別徴収の方法により、 徴収することができることとされる規定の創設と合わせて条文中の字句の修正であります。

次に、新条例第43条第4項は、項の追加でありますが、前2項の改正に伴う規定整理であります。

次の第4項、第5項では、条文中の引用する条項の移動による規定整理であります。

施行は、平成22年4月1日。平成22年度以後の年度分から適用し、平成21年度分までは、従前のとおりとするものであります。なお、この後の施行・適用はすべて同じですので、説明を省略させていただきます。

次に改正項目2番.給与所得に係る特別義務者の指定等であり、関係条項は第44条、 内容は条文中の引用する条項の規定整理と字句の修正であります。

改正項目3番. 法人の町民税の申告納付、関係条項は第47条で、条文中の引用する関係 法令改正による規定整理と字句の修正であります。

次に区分、特別土地保有税です。

改正項目4番. 読替規定でありますが、附則第15条、内容は条の削除であります。

改正項目5番.特別土地保有税の課税の特例で、関係条項は附則第15条の2であり、 前条の削除によるもので、条文中の引用する条項の規定整理であります。

議案の7ページにお戻りください。

附則につきましては、ただいままでのご説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本件の審議に入ります。 これより質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。質疑は、終結いたしました。これより討論を行ないます。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。これより、本件を採決いたします。本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、報告第1号は、承認されました。

◎報告第2号

- ○議長(鈴木裕美君) 日程第7。報告第2号を議題といたします。本件について、趣旨説明を求めます。税務課長、高橋君。
- ○税務課長(高橋則義君)(登壇) 報告第2号の内容についてご説明いたします。

このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成22年3月31日付で地方税法同法施行例が改正交付されたことに伴い、平成22年度分課税の事務処理上、公布の日から施行で国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成22年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、医療給付費分に係る課税限度額を50万円に、後期高齢者支援 分に係る課税限度額を13万円に改めるもの。倒産、解雇等の事業主都合による離職者であ る特例対象被保険者等の国民健康保険税について、一定期間、前年の給与所得を軽減する 特例の創設等の内容でありまして、町の国民健康保険税条例もこれを受け改正するもので ございます。

報告第2号。専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

専決処分書(写)。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては、議案説明資料によりご説明いたします。

資料の5ページをお開き願います。

資料により、国民健康保険税条例改正の内容についてご説明いたします。

改正項目1番. 国民健康保険税の課税額であります。関係条項は条例第2条であり、 改正内容については、医療給付費分に係る課税限度額を3万円引き上げ50万円にする。後 期高齢者支援金分に係る課税限度額を1万円引き上げ13万円にするものです。施行につき ましては、平成22年4月1日。適用は、平成22年度以降の年度分に適用し、平成21年度ま では、従前のとおりとするものであります。以下、施行・適用はこれと異なる場合にはご 説明をいたします。

次に改正項目2番. 国民健康保険税の減額で第23条です。内容は、項目1番と同様、 医療給付費分の課税限度額を50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を13万円にする ものと、条文中の引用する関係法令改正による規定整理であり、応益割合の基準に係わら ず減額できることとなるものであります。

項目3番.特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条例第23条の2であり、条の追加で、内容は倒産、解雇等の事業主都合による離職者など、特例対象被保険者等の国民健康保険税について、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年の給与所得を100分の30に軽減する課税の特例が創設されるものであります。

次に、改正項目4番.特例対象被保険者等に係る申告で、条文は第24条の2、条の追加で、項目3番の特例対象被保険者等の申告方法について規定したものであります。

項目5番.公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例。条例附則第2項であり、内容は、条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。

改正項目6番.上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例。関係条項は、附則第7項で条文中の字句の修正を行なったものであります。

次ページにまいります。

改正項目7番.条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例と同じく8番.条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、関係条項は、附則第13項と第14項であります。ともに条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。施行は、平成22年6月1日となり、平成22年度以降の年度分に適用し、平成21年度分までは、従前のとおりとするものであります。

議案の12ページにお戻り願います。

6 行目の附則でありますが、ただいままでのご説明と重複いたしますので、説明を省

略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・林君。

- ○7番(林 博君) 今回、両方で4万円の引き上げということになろうかと思いますけども、この税率等については変わってないということでよろしいんですよね。最高限度額が上がったということだけで。
- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・高橋君。
- ○税務課長(高橋則義君) 今回、地方税法の改正を受けて、限度額の部分についてのみ 改正するものでありまして、税率の部分についてはご提案申し上げておりません。
- ○議長(鈴木裕美君) 7番·林君。
- ○7番(林 博君) 今回の値上げについてですけども、町民の皆様方にどのように周知 徹底していく予定をしているかということだと思うのですけども、なかなか分かりづらい 面もたくさんあって、値上げになりましたというだけで、果たしていいのかどうかという のもちょっと疑問に思ったものですから、その辺どうなのかちょっと聞きたいと思ったのですけど。
- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・高橋君。
- ○税務課長(高橋則義君) 例年行なっておりますが、町の広報誌、また納税通知書を発 布する際には、周知の文章も同封したなかで、また、窓口等の問い合わせがあった場合に は、丁寧に説明する考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、報告第2号は、承認されました。 ◎報告第3号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 報告第3号の内容について、ご説明いたします。

本件は、介護保険法の施行の日以前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して講じられていた利用料、居住費及び食費の負担軽減措置が、平成22年3月31日限りで失効することになっていましたが、平成22年3月31日に介護保険法施行法の一部を改正する法律が公布、施行され、要介護被保険者に対して講じられていた利用料、居住費及び食費の負担軽減措置が当分の間延長されたことから、平成22年3月31日付で標茶町介護保険条例を専決処分させていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容について説明いたします。

報告第3号。専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規程により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規程によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書(写)。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次ページにまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例。

標茶町介護保険条例(平成12年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則、第7条中「平成22年3月31日」までの間を「当分の間」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・舘田君。

○10番(舘田賢治君) これ介護保険ができる前ということになるわけですよね。そうすると、これは現実に利用者・対象者というのは、標茶の場合何人くらいいて、そしていわゆる年代というのですか、90歳以上だとか、その辺を分けるとどういうふうになってくるのかなと。それと、最高と最低では利用料がどんな程度になるのか。それから、ここに書いてある、いわゆる当分の間ということなんですが、当分の間なんだろうけども、期限というかめどというか、この辺は何かめどをつけた上の当分の間といっているのか、期限を

このまま決めないでおくんだというようなことなんでしょうか。ちょっとその辺お聞きしておきたいなと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 標茶町のいわゆる介護保険法が施行される以前に、特別養護 老人ホームに措置で入っていた現在の人数は6名でございます。年代別で申し上げますと、 70代で1名、80代で3名、90代で2名ということです。

それから、負担の額でありますが、最高は1カ月で4万9,800円ほどから、最低では2万6,000円程度になっておりまして、その差額につきましては、最高6万円ほどから2,000円ほどまでになります。

それから、当分の間ということにつきましては、介護保険法が施行されまして10年たつわけでございますけども、今回の改正につきましては、国のほうでは現実に介護保険法が施行される以前に入所していた方の4割が90歳、それからまた入所者の9割以上の方が、基礎年金収入以下という低所得であるということにかんがみて、今回改正になったというふうに私どもはとらえております。ただ、人間の命でございますので、期限をつけないで、介護保険法施行以前に入所されてた方については、入所されているうちは軽減措置を当面とるということが、国の考え方であろうというふうに受けとめております。

○議長(鈴木裕美君) ほかに、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。質疑は、終結いたしました。

これより討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、報告第3号は、承認されました。

◎報告第4号

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) (登壇) 報告第4号の趣旨並びに内容についてご説明申 し上げます。 本件につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認 についてであります。

歳出につきましては、各款・項にわたり経費節約等に努めた結果、不用額が生じたもの、 また、事業の廃止が決定したものについて、決算に近い形で減額補正措置をさせていただ くとともに、新たに追加の生じたものにつきましても、措置をさせていただきました。

歳出の主な減額につきましては、農水受託事業で3,000万円、食材供給施設運営業務委託料で2,163万9,000円、中小企業資金貸付金2,000万円、除雪委託料で1,508万2,000円、小学校パソコン整備で6,906万1,000円、中学校パソコン整備で3,825万8,000円、学校教育施設整備基金事業で2,700万5,000円などであります。追加では、きめ細かな対策事業で1,663万2,000円でございます。

他会計の繰り出しにつきましては、減額するものは、国保特別会計で2,703万5,000円、介護保険事業特別会計で1,287万4,000円、病院事業会計負担金・補助金で1,600万円、老健特別会計で112万8,000円、下水道事業特別会計で790万円となっております。

基金の積立につきましては、備荒資金組合納付金で3億3,345万円、財政調整基金積立金では1,966万3,000円、減債基金積立金では77万9,000円、地域交通対策基金積立金では158万7,000円、地域文化振興基金積立金では65万7,000円、町営住宅整備基金積立金では1,853万4,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、町税を初めとして、各種譲与税、交付金、地方交付税、国道支 出金、地方債等事業実績等により精査し、補正を行ったところであります。

その結果、補正額5,115万6,000円を減額し、最終予算は114億164万1,000円となったところであります。

なお、繰越明許費、地方債につきましても、増減がありましたので合わせて補正を行なったところであります。

報告第4号。専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものであります。 専決処分書。

平成21年度標茶町一般会計補正予算(第7号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするというものであります。

別紙、補正予算書1ページをお開きください。

平成21年度標茶町一般会計補正予算(第7号)。

平成21年度標茶町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,115万6,000円を減額し歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ114億164万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいまの説明と重 複いたしますので省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

繰越明許費補正であります。

2 款 8 項、事業名、地域活性化きめ細かな対策事業でありますが、補正前の額 1 億 6,710万円に、補正額1,663万2,000円を追加し、補正後の額を 1 億8,373万2,000円とするものであります。10款 2 項小学校費、事業名が学校情報通信技術環境整備事業、ならびに 3 項中学校費、学校情報通信技術環境整備事業につきましては、事業の廃止により皆減となります。

次ページをお開きください。

第3表、地方債であります。

起債の目的、1.過疎対策事業では、限度額6,820万円から標茶中茶安別線道路改良80万円を減額し、限度額を6,740万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下につきましも同じでありますので、省略をさせていただきます。

- 3. 地方道路等整備事業、限度額1億8,650万円から、ふるさと農道緊急整備で80万円 の減、地方特定道路整備で40万円の減、計120万円を減額し、限度額を1億8,530万円とす るものであります。
- 5. 学校教育施設整備事業でありますが、限度額1億1,140万円に、小学校校舎防音事業で20万円の減、小学校校舎耐震事業で570万円の追加、小学校屋体耐震事業で10万円追加、中学校校舎耐震事業で1,360万円の追加、中学校屋体耐震事業で740万円の減、合計で1,180万円を追加し、限度額を1億2,320万円とするものであります。
- 6. 地域活性化事業では、限度額270万円から公園整備で10万円を減額し、260万円と するものであります。

8の災害援護資金貸付債につきましては、皆減となります。

合計で申し上げますが、補正前の限度額7億5,717万5,000円に720万円を追加し、補正

後の限度額を7億6,437万5,000円となるものであります。

65ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の 見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みでありますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額7億5,717万5,000円に、補正額720万円を追加し、補正後の額を7億6,437万5,000円とするものでありまして、当該年度末現在高見込額は、補正前の額108億9,805万3,000円に、補正額720万円を追加し、109億525万3,000円となるものであります。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番(伊藤淳一君) 10款の教育費の59ページの学校教育施設整備基金の工事請負費なんですが、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、当初予算3,300万円組んでいてての執行残ということで、大幅に執行残になった部分についてお伺いしたいと思います。

一つ一つでいいということだと思いますが、ついでに続いての60ページの。

- ○議長(鈴木裕美君) 一括です。
- ○4番(伊藤淳一君) 一括。すみません。一括と言いましたね。

60ページの原材料費それから備品購入費なんですが、これにつきましても、ともに半分くらいの執行部分で残り半分が執行残となっておりますので、それについての中身をお伺いしたいと思います。

はい、以上、それと、すみません。それと54ページの小学校費、中学校費でともにパ ソコン等の部分で、年内設置できず繰越明許にならなかったということで、その分を断念 せざるを得なかったという部分についての中身についても、お伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 教育委員会管理課長·島田君。
- ○教育委員会管理課長(島田哲男君) お答えいたします。

一点目の学校教育施設整備基金の工事請負費の執行残の内容でございますけども、当初、議員ご指摘のとおり、予算3,300万円、執行額が1,000少しでございますけども、内容的には、これまで各学校の補修等の計画的整備を目的にした基金の内容になっております。今年度から、今年度といいますか、現在、耐震化を整備してございまして、緊急性のものを優先的に行なったところでございます。標茶中学校耐震化にあわせまして、補助の対象となってない部分も含めまして、一定程度の工事をしているところでございます。トイレの改修、それから照明器具の新設、それから保健室等の窓枠の改修等、標中で行なっています。そのほかに緊急性としまして、虹別小学校の給油設備改修、それから中オソベツの

門柱改修、塘路小中の放送設備が使えなくなったということで、緊急にしております。大きなものはそういった部分でございまして、現在耐震化の部分もあわせまして、この部分の基金の有効性、効率化を図った中で行なっていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、原材料、備品購入費の内容でございますけども、各施設、原材料、直営で学校の補修あるいは教職員住宅の補修も含めて行なってございます。その部分で大きく執行がなされなかったということでございます。当初、360万円ほど予定してございましたけども、180万円程度で原材料、補修材料といいますか、そういった部分で終わってございます。備品購入につきましても、それにあわせまして、例を例えますと、教職員住宅の風呂がま、あるいは学校のFFの暖房設備等含めまして予定をしておりますけども、執行額に対して備品につきましては10万3,000円執行でございまして、風呂がまを一台購入した結果でございます。

それから続きまして、小中学校のパソコンの導入の断念でございます。

昨年、国の経済対策によりまして、文科省が教育環境のICTの推進事業すべく、本事業の活用を促されたところに、私どもの千載一遇の好機ということで、パソコン導入を計画をいたしました。

実際には、12月に交付決定がいただきました。いろいろ交付決定をいただいた期間が ちょっと遅かった部分もございますけども、校内のLANの通信環境問題が判明しまして、 また、あわせましてパソコンの導入にあたって、大きく供給電源の箇所が不足するという ことがございまして、補修が同時に必要なったということがございます。あわせまして教 職員の方々に、この導入に向けての説明会をしながら、双方の導入と内容の部分でいろい ろお話し合いをした部分がございますけども、セキュリティネットワークの導入システム、 それからユーザー管理の方法等、それぞれ考え方の部分では一定程度共通の部分もありま すけども、隔たりが多々いろいろございました。そういった部分もある程度整理しなくち ゃならないという部分もございましたけども、3月にこの事業が年度内に執行できないと いうことで、今議会の繰越承認をいただきましたけども、本事業は補助事業でございまし て、本元の財務局、北海道財務局でありますけども、この間、繰越の承認を3月末まで協 議を進めた結果、こういった先ほど言いました理由等では、繰越承認の行為的要件にはな らないということで、結果的には承認をいただけないということになりました。ですから、 本事業は改めて、補助事業が繰越できないということで、事業計画をやり直すということ になりますけども、本事業の補助事業を断念せざるを得なくなったということで、ご理解 をいただきたいと思います。

ですから、改めてパソコン導入につきましては、子供たちに影響のないかたちで、事業計画をすることとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

- ○4番(伊藤淳一君) 大変小さな質問になるかというふうに思いますが、22ページの民 生費の道補助金部分の生活館運営費部分の補助金が、道のほうがまるっきり全部切られて おりますので、その部分についてまたお伺いしたいなと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 生活館の運営費補助金でございますが、虹別の生活館の運営費、今まで平成20年度まではいただいておりました。ご承知かと思いますが、いわゆるアイヌ関係の補助金につきまして、道のほうで精査がございました。生活館の運営につきましても、生活を担当する職員を常駐させなければ補助の対象にならないということで、この間2回ほど名称変わりましたが、支庁のほうと協議それからお願い等、いわゆる指定も含めて利用しているということで、要望させていただきましたが、どうしてもその一線を、生活指導員を常駐させなければ運営の対象にならないということで、今回減額ということになりましたのでご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。 質疑は終結いたしました。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本件を採決いたします。 本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、報告第4号は、承認されました。

◎閉議の宣告

討論ございませんか。

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了い

たしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、平成22年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午後 2時34分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員10番 舘 田 賢 治

署名議員11番 深見 迪

署名議員12番 田中敏文